2025年10月27日

各 位

不動産投資信託証券発行者 エスコンジャパンリート投資法人 代表者名 執行役員 海老原 忠 (コード番号 2971)

資産運用会社

株式会社エスコンアセットマネジメント 代表者名 代表取締役社長 織井 渉 問合せ先 財務管理部長 田中 賢一

TEL: 03-6230-9338

第8回投資主総会決議に関するお知らせ

エスコンジャパンリート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の第8回投資主総会が2025年10月26日に開催され、下記のとおり決議されましたので、お知らせいたします。

記

決議事項

第1号議案 執行役員1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、執行役員に海老原忠が選任されました。

第2号議案 補欠執行役員1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠執行役員に加藤好男が選任されました。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監督役員に宇賀神哲、森口倫の2名が 選任されました。

第4号議案 補欠監督役員1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠監督役員に佐藤弘康が選任されました。

なお、上記各議案の詳細については、本投資法人が2025年9月12日付で公表いたしました「役員選任に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

*本投資法人のホームページアドレス: https://www.escon-reit.jp/

エスコンジャパンリート投資法人 第8回投資主総会 決議結果の概要(ご参考) (2025年10月26日開催)

1. 決議事項の内容

第1号議案: 執行役員1名選任の件

海老原忠氏を執行役員に選任するものです。

第2号議案: 補欠執行役員1名選任の件

加藤好男氏を補欠執行役員に選任するものです。

第3号議案: 監督役員2名選任の件

宇賀神哲氏及び森口倫氏の2名を監督役員に選任するものです。

第4号議案: 補欠監督役員1名選任の件

佐藤弘康氏を補欠監督役員に選任するものです。

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項		賛成(個)	反対 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案	海老原 忠	359, 684	949	99. 7	可決
第2号議案	加藤 好男	359, 705	930	99. 7	可決
第3号議案	宇賀神 哲	355, 298	5, 335	98. 5	可決
	森口 倫	359, 876	757	99.8	可決
第4号議案	佐藤 弘康	359, 839	796	99.8	可決

(注1) 本投資主総会において行使することができる議決権の総数は 360,667個です。

なお、各議案の賛成割合については、2025年10月24日(金曜日)午後6時までの事前行使分及び当日出席した 投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用に よって賛成とみなされた議決権の合計数を、出席投資主の議決権総数(みなし賛成(注)による出席を含みま す。)360,667個で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

- (注2) 各議案は、みなし賛成(注) による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。
- 3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できない議決権数の取扱いについて

2025年10月24日(金曜日)午後6時までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は、賛成数及び反対数のいずれにも加算していません。

(注) 投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、当投資法人の規約14条において「みなし賛成」に 関する規定を以下のとおり定めています。

規約 第14条 (みなし賛成)

- 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
- 2. 前項の規定は、以下の各事項に関する議案については適用しない。
 - (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
 - (2) 規約の変更 (ただし、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。)
 - (3) 解散
 - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
 - (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約
- 3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以上